

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年１１月２７日

奈良県公安委員会

委員長 島 本 太香子

奈良県公安委員会規則第７号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和４８年１２月奈良県公安委員会規則第１４号）の一部を次のように改正する。

別記様式第７号から別記様式第７号の３までの規定中「第４４条」を「第４４条第１項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、令和２年１２月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規則の施行前に交付された奈良県道路交通法施行細則第１０条第１項第９号に規定する駐車禁止除外指定車標章、同項第１０号に規定する駐車禁止除外指定車標章及び同項第１１号に規定する駐車禁止除外指定車標章の様式については、この規則による改正後の奈良県道路交通法施行細則別記様式第７号、別記様式第７号の２及び別記様式第７号の３の様式にかかわらず、なお従前の例による。
- ３ この規則による改正前の奈良県道路交通法施行細則により作成された様式の使用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。